

逗子市介護保険条例の一部改正について

1 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施を行っているところですが、2019年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて更に軽減強化に伴い、逗子市介護保険条例の一部を改正する必要があるため。

2 主な改正点

低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階の軽減割合を増幅するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までの第1号被保険者に拡大するもの。

| 第7期保険料段階 | 算 定 基 準 | 平成31年度保険料 (平成30年度保険料) |
|----------|--|--------------------------|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の方 | 26,148円 (31,380円) |
| 第2段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え、120万円以下の方 | 40,092円 (48,804円) |
| 第3段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える方 | 50,556円 (52,296円) |

逗子市介護保険条例(平成12年条例第8号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p data-bbox="255 336 510 363">逗子市介護保険条例</p> <p data-bbox="904 427 1104 496">平成12年3月30日 逗子市条例第8号</p> <p data-bbox="248 512 439 587">第4章 保険料 (保険料)</p> <p data-bbox="172 608 344 635">第7条 (略)</p> <p data-bbox="172 655 1104 762">2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度</u>から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,380円</u>とする。</p> | <p data-bbox="1218 336 1565 363">○逗子市介護保険条例（案）</p> <p data-bbox="1868 427 2067 496">平成12年3月30日 逗子市条例第8号</p> <p data-bbox="1180 512 1370 587">第4章 保険料 (保険料)</p> <p data-bbox="1135 608 1308 635">第7条 (略)</p> <p data-bbox="1135 655 2067 762">2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度</u>から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,148円</u>とする。</p> <p data-bbox="1135 783 2067 932">3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までに各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,148円」とあるのは「40,092円」と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="1135 952 2067 1101">4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,148円」とあるのは「50,556円」と読み替えるものとする。</u></p> |

第7期高齢者保健福祉計画期間 所得段階別介護保険料

| 区 分 | 第7期(2018～2020) | | | |
|--|----------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---------|
| | 段階 | 計算方法 | 保険料 | 保険者数 |
| 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者 | 1 | 基準額×0.50 (基準額×0.45) 《基準額×0.30》 | 34,860円 (31,380円) 《20,916円》 | 2,807人 |
| 世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者 | | | | |
| 世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者 | 2 | 基準額×0.70 《基準額×0.45》 | 48,804円 《31,380円》 | 936人 |
| 世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者 | 3 | 基準額×0.75 《基準額×0.70》 | 52,296円 《48,804円》 | 936人 |
| 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者 | 4 | 基準額×0.90 | 62,748円 | 2,995人 |
| 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で上記以外の者 | 5 | 基準額 | 69,720円 | 2,246人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円未満の者 | 6 | 基準額×1.20 | 83,664円 | 1,872人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の者 | 7 | 基準額×1.30 | 90,636円 | 2,808人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の者 | 8 | 基準額×1.55 | 108,072円 | 1,872人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の者 | 9 | 基準額×1.80 | 125,496円 | 1,310人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満の者 | 10 | 基準額×2.00 | 139,440円 | 374人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間800万円以上1,100万円未満の者 | 11 | 基準額×2.30 | 160,356円 | 187人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,100万円以上1,500万円未満の者 | 12 | 基準額×2.60 | 181,272円 | 187人 |
| 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,500万円以上の者 | 13 | 基準額×2.80 | 195,216円 | 187人 |
| 計画策定時平成30年度見込人数 | | | | 18,717人 |

※()内の数値は、消費税率(8%)に伴う国の低所得者負担割合の低減強化策

《 》内の数値は、今後、消費税率(10%)の改定に伴い想定される国の低所得者負担割合の低減強化策

消費税率改定に伴う、国の低所得者負担割合の低減強化策による保険料の額

| 段階/年度・保険料 | 通常保険料率 | 平成 30 年度 (消費税率 8%) | 平成 31 年度 (消費税率~9月 8% 10月~10%) | 平成 32 年度 (消費税率 10%) |
|-----------|---------------------|----------------------------|---|----------------------------|
| 第 1 段階 | (基準額×0.5) 34,860 円 | (基準額×0.45) 31,380 円 | (~9月 基準額×0.45)+(10月~ 基準額×0.30) 26,148 円 | (基準額×0.30) 20,916 円 |
| 第 2 段階 | (基準額×0.70) 48,804 円 | (基準額×0.70) 48,804 円 | (~9月 基準額×0.70)+(10月~ 基準額×0.45) 40,092 円 | (基準額×0.45) 31,380 円 |
| 第 3 段階 | (基準額×0.75) 52,296 円 | (基準額×0.75) 52,296 円 | (~9月 基準額×0.75)+(10月~ 基準額×0.70) 50,556 円 | (基準額×0.70) 48,804 円 |

※基準額 69,720円/年(第5段階)